

●業務実施体制

No.	職種	資格/業務経験等
1	栄養士 (統括業務責任者) (衛生管理責任者)	<p>栄養士又は管理栄養士免許の資格を有する正社員である者とする。栄養士は、保育園等に栄養士として2年以上の勤務経験があること。ただし、前記の経験を有する栄養士を配置することが当初契約時において難しい場合には、正規社員として給食調理業務経験が3年以上あり、かつ前記経験を有する栄養士(保育園等において正社員として2年以上の勤務経験がある者)と同等の力量を持った者を充てることも認めることとする。</p> <p>※受注者は本委託業務を遂行するに当たり、栄養士を統括業務責任者と定めることとする。統括業務責任者は、本委託業務の適正な執行のため、業務従事者の指揮監督に当たるとともに、市職員との連絡調整の任に当たるものとする。</p> <p>※受注者は、衛生管理責任者を配置するものとし、栄養士をもって充てること。</p>
2	調理業務責任者 (副業務責任者)	<p>受注者は本委託業務を遂行するに当たり、正社員のうちから調理業務責任者を定めることとする。調理業務責任者は、統括業務責任者とともに、本委託業務の適正な執行のため、連携し業務履行に当たるものとする。</p> <p>統括業務責任者の不在時は、市職員との連絡調整の任に当たるものとする。</p> <p>なお、調理業務責任者は給食調理業務経験3年以上を有し、調理師又は栄養士の免許を有する者とする。</p>
3	調理業務副責任者	<p>受注者は本委託業務を遂行するに当たり、正社員のうちから調理業務副責任者を定めることとする。調理業務副責任者は、統括業務責任者及び調理業務責任者とともに、本委託業務の適正な執行のため、連携し業務履行に当たるものとする。</p> <p>なお、調理業務副責任者は、調理師又は栄養士の免許を有する者とする。その他の正社員についても、同様とする。</p>
4	食品衛生責任者及び 食品検収責任者	<p>受注者は、委託施設に食品衛生責任者及び食品検収責任者を配置すること。</p> <p>※1,2又は3と兼ねて良いものとする</p>
5	給食調理員	1から4の指示に従い業務に従事する。

●業務実施体制

No.	職種	資格/業務経験等
6	運営管理担当部署	<p>受注者は、連絡調整、業務の履行状況の把握、業務従事者への指導教育及び課題や問題点の改善等の機能を所掌する運営管理担当部署を社内に設けること。</p> <p>運営管理担当部署は、本委託業務に係る栄養士業務、給食調理業務、衛生管理業務、労働安全衛生管理業務等について、その業務に精通した者をもって委託施設を定期巡回させ、業務の履行状況の確認と業務従事者への指導教育等を行わせるとともに、課題や問題点の把握と改善に努めること。</p> <p>受注者の窓口となる担当者を定めること。</p>

※ 3(4)業務時間帯においては、No.1からNo.3のいずれかの職員を常時配置すること。